

循環型社会形成推進基本計画見直しに向けたフォローアップ・高度化推進費  
38百万円（64百万円）

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

## 1. 事業の必要性・概要

政府は、循環型社会形成推進法に基づき、循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、循環型社会形成推進基本計画を策定。

計画の見直しは概ね5年ごとに行うとされており、前回の見直し（平成20年3月）から5年目を経過する平成24年度中に計画の見直しを行う必要。

見直しに当たっては、産業構造の変化、安全重視などの震災後の国民の意識の変化、科学的知見の進展等を踏まえ、新たな循環型社会像の提示や物質フロー指標の充実・強化を行うことが必要不可欠。このため、専門的見地から、これらに関する調査・研究を行う。

また、現行計画の規定に基づき、施策の進捗状況の調査や情報提供を行う。

## 2. 事業計画（業務内容）

### （1）循環基本計画の数値目標達成状況調査

循環基本計画によって定められた指標の達成状況を測定するため、我が国の物質収支の状況、各主体の3Rの取組等について、調査・分析を行う。

### （2）循環型社会形成に向けた情報提供事業

最新データ・レポートのインターネット上での情報発信等を行う。

### （3）我が国の物質フロー会計の充実・分析の高度化

次期計画での活用を目指して、資源の「種類」や「質」に着目した新たな物質フロー指標の検討を行う。

### （4）2030年循環型社会のグランドデザイン検討・実現事業

社会経済の動向や目指すべき循環型社会像について調査・分析を行い、2030年の循環型社会のグランドデザインを策定する。

## 3. 施策の効果

新たな循環型社会像の提示や物質フロー指標の充実・強化を行い、次期計画に盛り込むことで、目指すべき政策目標がより適切・明確なものとなる。これにより、当該目標に向かって講ずべき廃棄物・リサイクル関係の各種施策をより、的確かつ効率的に実施することが可能となる。また、計画に基づく施策の進捗状況の調査や情報提供は、循環型社会の実現に資する。

# 循環型社会形成推進基本計画の見直しについて

- 政府は、循環型社会形成推進法に基づき、循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、循環型社会形成推進基本計画を策定。概ね5年毎に計画を見直しをすることとされており、次回の見直しは平成24年度に実施予定（現行計画は平成20年3月に策定）。
- 次期計画においては、産業構造の変化、安全重視などの震災後の国民の意識の変化、科学的知見の進展等を踏まえ、「新たな循環型社会像」の提示や循環状況を把握することができる指標の充実・強化を行う必要。

## 現行計画における循環型社会の中長期的なイメージ

- 「低炭素社会」や「自然共生社会」に向けた取組とも統合した、「**持続可能な社会**」の実現
- より良いものが多く蓄積され、それを活かした豊かさが生まれる「**ストック型社会**」の形成
- 地域の特性に応じた**循環型社会（地域循環圏）**、「**もったいない**」の考えに即した**ライフスタイル**の形成等



- 産業構造の変化や安全重視などの震災後の国民の意識を踏まえ、**循環型社会の新たな中長期的イメージを提示する必要**。

## 現行計画における物質フロー目標

	12年度	20年度	12年度比	27年度 (目標年)
資源生産性： 万円/ト	26.3	36.1	+38%	42
化石資源の資源生産性	102	106	+3%	—
循環利用率： %	10.0	14.1	+4.2%	14~15
最終処分量： 合計 (百万ト)	56	22	▲60%	23

※ 資源生産性＝GDP／天然資源等投入量。産業や人々の生活がいかにものを有効に利用しているかを総合的に表す指標。

※※ 循環利用率＝循環利用量／(循環利用量＋天然資源等投入量)。経済社会に投入されるものの全体量のうち循環利用量の占める割合を表す指標。



- 各指標は、目標に向けて順調に推移。
- 他方で、化石資源の資源生産性に改善が見られないことなどから、**資源の質に着目した指標の開発を行う必要**。